

スタートアップ企業

知らなかったではすまされない労働法の基礎知識と 従業員の待遇改善をして受け取れる助成金セミナー

定員

30名

参加費

無料

日時：令和元年**11月14日**（木）13：30～16：00

会場：さかい新事業創造センター（S-Cube）1階 多目的会議室

〒591-8025 堺市北区長曾根町130番地42

<アクセス> 地下鉄御堂筋線「なかもず駅」2番出口・南海高野線「中百舌鳥駅」北出口より徒歩4分

対象：S-Cube の入居企業、一般企業及び市民

- 13：30～13：40 関西圏雇用労働相談センターの概要説明
- 13：40～14：40 スタートアップ企業で知っておくべき労働法の基礎と
従業員の待遇改善をして貰える助成金セミナー
【講師】関西圏雇用労働センター相談員 特定社会保険労務士 豊岡正照氏（トヨオカ社会保険労務士事務所）
- 14：40～16：00 グループコンサルティング
（数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます）

● お問い合わせ・セミナーお申込み

国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局

TEL：06-6136-3194 FAX：06-6371-3195 E-mail：info@kecc.jp

相談・お問い合わせ対応時間：月曜日～金曜日の11時～20時（祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く）

※FAXでのお申込みはこちらのフォームをご利用ください。

< 申込締切：令和元年11月14日（木） >

会社・団体名

参加者職・氏名

電話番号

m a i l

住所

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー（11月14日開催）の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

雇用労働相談センターは雇用・労働に関する **疑問・お悩み** の相談センターです！

雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるもので、新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が採用や雇用といった日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく、円滑に事業展開できるよう各種相談サービス、セミナー等を実施しサポートしています。

* 雇用労働相談センターは、労使間で生じた個別労働紛争の解決を目的とした施設ではありません。